

2017年7月1日より有効

RoHS（有害物質使用制限）法規制への Keysight Technologies 社の取り組みについて

Keysight Technologies 社（以下「当社」）は環境・労働安全衛生方針 (http://about.keysight.com/en/quality/Keysight_EHS_Policy.pdf) の中で、製品及び事業においては関連環境法規制を順守すること、事業・製品及びサービスにおいては有害物質使用について責任をもって管理すること、そして、製品のリサイクル又は再使用を推進することをお約束しています。この方針に沿って当社は、高い製品品質及び信頼性を確保しつつ製品内の潜在的有害物質を削除する為の広範なプログラムを運営し、欧州 RoHS 指令の要求事項を満足する製品への移行を完了しました。

欧州 RoHS 指令 (2011/65/EU) は、電気電子製品において、次の 6 物質（鉛(Pb)、水銀(Hg)、カドミウム(Cd)、六価クロム(Cr VI)、ポリ臭化ビフェニル(PBB) 及び ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)) の使用を制限しています。なお、欧州 RoHS 指令の付属書 III 及び IV の適切な適用除外用途 (Exemptions) に該当すると考えられる場合には、製品の適合性は確保されます。

当社の電子計測機器は欧州 RoHS 指令の産業用監視及び制御機器（カテゴリ 9）に分類され、EU 加盟国及び EFTA 諸国においては、2016 年 12 月 31 日以降、欧州 RoHS 指令に適合した製品のみが見積り又は発注可能です。

当社における RoHS 6 物質の使用制限の現状は次のとおりです。

- **ポリ臭化ビフェニル(PBB)及びポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)**: 2000 年以降 当社製品ではこれら 2 つの臭素系難燃剤群の使用を禁止しています。
- **水銀(Hg)及びカドミウム(Cd)**: 2001 年以降 当社は積極的に製品内の水銀およびカドミウムの不使用を進めており、これら物質に関する欧州 RoHS 指令の要求事項を継続して順守します。
- **六価クロム(Cr VI)**: 2008 年以降 当社は六価クロム仕上げ品を金属耐食性及び伝導シールド性の性能要件が十分に評価された代替品へ移行しました。
- **鉛(Pb)**: 当社は高レベルの品質及び長期信頼性が確保されるよう業界で認められ検証された無鉛半田の使用に移行しました。

当社は、サプライチェーンパートナーから供給される全ての製品及び部材について物質制限要件が確実に守られるよう、継続してパートナー各社と密接に協力して参ります。

当社の電子計測機器で 2007 年 3 月 1 日以降に生産されたものには、中国『電器電子製品有害物質使用制限管理弁法』（中国 RoHS）準拠のラベル貼付、有毒有害物質表の添付及び包装材表示を行っています。

当社環境配慮プログラムの詳細については、次のウェブサイトをご覧ください。

<http://about.keysight.com/en/companyinfo/csr/>

Rice Williams（ライス ウィリアムズ）
General Manager Keysight Quality and Customer Experience
Keysight Technologies, Inc.

本文書は Keysight Technologies Statement on Restriction of Hazardous Substances (RoHS) Directives の参考訳です。

rohs-ltr-j.pdf (2017/9)